

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月28日
【会社名】	株式会社広島銀行
【英訳名】	The Hiroshima Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 部 谷 俊 雄
【本店の所在の場所】	広島市中区紙屋町一丁目3番8号 (本店建替えのため一時移転し、実際の業務は下記の場所で行っております) 広島市南区西蟹屋一丁目1番7号
【電話番号】	広島(082)247局5151番
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 横 見 真 一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目7番19号 株式会社広島銀行東京事務所
【電話番号】	東京(03)6228局7555番
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 大 段 茂 樹
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2017年12月26日
【発行登録書の効力発生日】	2018年1月8日
【発行登録書の有効期限】	2020年1月7日
【発行登録番号】	29-関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 300,000百万円
【発行可能額】	300,000百万円 (300,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2019年6月28日(提出日)です。

【提出理由】

臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2による)を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、2019年6月28日に関東財務局長に提出しました。この臨時報告書の提出により、当該書類を2017年12月26日付で提出した発行登録書の参照書類とします。

【縦覧に供する場所】

株式会社広島銀行松山支店

(松山市南堀端町6番地5)

株式会社広島銀行岡山支店

(岡山市北区磨屋町1番3号)

株式会社広島銀行東京支店

(東京都中央区京橋二丁目7番19号)

株式会社広島銀行大阪支店

(大阪市中央区北浜三丁目2番23号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりです。